平成２８年（フ）第１０８号
山形県東村山郡中山町いずみ92番地
破産者　あきばこと　秋葉　明美
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８３号
群馬県太田市安良岡町544番地２　セレッソ203号、前住所群馬県太田市東新町319番地３　グラヴェールＡ―101号
破産者　谷口　　崇
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１９号
長野市青木島町大塚940番地４、破産手続開始決定時の住所長野市上松３丁目12番６号
破産者　上島　吉礼
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
名古屋市昭和区八事富士見801ライオンズマンション八事ガーデン一番館1004、住民票上の住所名古屋市港区九番町３丁目41番地の10
破産者　中村　鈴代
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２７号
名古屋市中区新栄２丁目16番５号　ネオ青山105号
破産者　プレーゴ・デザインこと　郷　　直樹
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０７０号
大阪市港区八幡屋４丁目５番10号　ヴィラ入舟307号、申立時の住所大阪市港区田中３丁目４番５号
破産者　堀内　和彦
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９３号
埼玉県川口市芝下３丁目29番11号　レオパレス水野谷203号
破産者　山田　尚志
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５５号
大阪市旭区太子橋３丁目２番７―901号
破産者　加納　寛也
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８６号
奈良県北葛城郡河合町西穴闇370―２―11　坂口方
破産者　近藤　恒史
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７２号
大阪市東淀川区大道南３丁目４番７号　７・アベニューＮＡＫＡＴＡ　101号
破産者　榎本　正綱
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９６号
大阪市旭区新森５丁目16番11号　パークヴェール新森　405号
破産者　頃安　泰男
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５６号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―708号　15棟708号、前住所大阪府八尾市東山本新町４丁目２番３号
破産者　中田久美子
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６４号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番１―305号
破産者　吉村　宗平
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６７号
大阪府寝屋川市御幸東町３番12号（210号）、前住所大阪市此花区春日出中２丁目17番24号
破産者　サイドスリーこと　桝井　時治
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１６号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目20番21号
破産者　安冨　　登
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３４号
大阪府豊中市服部豊町１丁目３番27―405号
破産者　村田　　一
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４号
大阪府河内長野市向野町125番地の２　（レオパレスプリムローズ204号）、前住所大阪府河内長野市原町５丁目３番６号
破産者　橋本　武浩
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
堺市南区槇塚台２丁38番58号、前住所大阪府富田林市久野喜台２丁目３番133―203号
破産者　森　　幸一
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０３号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目379番地　公団志染団地10号棟104号
破産者　山岡　敬太
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部